

平成29年

第4回市議会定例会 議案第10号

函館市普通河川管理条例の一部改正について

函館市普通河川管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市普通河川管理条例の一部を改正する条例

函館市普通河川管理条例（平成12年函館市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表 2の表中「16円」を「17円」に、「23円」を「24円」に、「35円」を「36円」に、「46円」を「47円」に、「70円」を「71円」に、「93円」を「95円」に、「430円」を「440円」に、「660円」を「680円」に、「900円」を「920円」に、「390円」を「400円」に、「620円」を「630円」に、「850円」を「870円」に、「39円」を「40円」に、「770円」を「790円」に改め、同表備考第2項中「または物件」を「もしくは物件」に、「1平方メートルまたは1メートル未満」を「0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満」に、「は1平方メートルまたは1メートルとして計算するものとし、」を「、または」に、「その端数を1平方メートルまたは1メートルとして」を「、その全面積もしくは全長またはその端数の面積もしくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

普通河川に係る土地占用料の額を改定し、および占用に係る許可の面積等の計算方法を改めるため